

事 業 委 員 会

令和4年12月6日（火）

事業委員会

日 時 令和4年12月6日(火) 午前10時00分開会—午後0時31分閉会

場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 谷地委員長、辻下副委員長、瀧見、奥野、中原、反保、竹原、出口

傍聴議員 坂原、早川、松尾、道工

出席理事者 田代町長、中口副町長、松岡副町長、古橋教育長
川端まちづくり戦略室長兼町長公室長、西総務部長
相馬財政改革部長、奥都市整備部長、栞山総務部理事兼財政改革部理事
寺田総務部企画地方創生監、吉田都市整備部理事(産業観光促進担当)
岩田総務部副理事兼企画地方創生課長、小坂土木下水道課(土木担当)課長
兼二国推進課長
奥田都市整備部副理事兼土木下水道課(下水道担当)課長
佐々木都市整備部副理事兼建築課長、新保産業観光促進課長
廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長

事務局 増田議会事務局長

案 件

(1) 付託案件について

(2) その他

(午前10時00分 開会)

谷地委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから事業委員会を開会します。

本日の出席委員は8名、全員出席です。

理事者についても全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより事業委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定願います。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。よろしく願います。

初めに、お諮りします。ただいま連絡を受けました傍聴許可申出に対して許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

谷地委員長 それでは、傍聴を許可します。

それでは、12月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案3件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってから願います。

また、私が質疑するときは副委員長に委員長の職務を代わっていただき委員長席のまま質疑することをご了承願います。

議案第51号「令和4年度岬町一般会計補正予算（第9次）について」のうち、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

令和4年度岬町一般会計補正予算（第9次）のうち当委員会に付託された案件について、ご説明いたします。

委員会資料の1ページをご参照ください。

1 7府支出金、2府補助金、農業費補助金といたしまして、7万1,000円を増額補正するものでございます。内容といたしましては、農地の集積、集約化の推進に当たり、農業委員会が農地所有者の規模拡大、規模縮小の意向等を把握し、関係機関との情報共有を円滑にするため、必要な備品の購入等に府補助金を活用するため、増額補正するものでございます。

詳細については、歳出でご説明いたします。

続きまして、20繰入金、1基金繰入金、森林経営管理基金繰入金といたしまして、175万1,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、町内の森林関係団体から要望のあった森林の間伐工事について森林環境譲与税を活用して実施するため、基金の繰入れを行い、歳出予算の林業振興費に充当するものでございます。

詳細については、歳出でご説明いたします。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入合計182万2,000円を増額するものでございます。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 続きまして、歳出について、ご説明いたします。

2ページをご参照ください。6農林水産業費、1農業費、農業総務費といたしまして8万円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、農地の集積、集約化の推進のため農業委員会が農地所有者の意向を把握し、当該情報を市町村や農地中間管理機構等の関係機関と共有するために活用するタブレット端末の購入と当該タブレット端末の利用に必要な通信運搬費を増額補正するものであります。

続きまして、農業施設改良事業といたしまして、57万7,000円を増額補正するものです。工事箇所については、4ページの図をご参照ください。

内容といたしましては、淡輪地区道の駅みさき付近にある見出川農道の路面がわだち掘れし、利用者の通行に支障が生じていることから、表道のすき取り、不陸整正、碎石の敷設などの整備工事を行うものでございます。本整備工事につきましては、本年度の当初予算において、JAが事業主体となり、本町と大阪府が、それぞれ2分の1ずつ補助金を交付し、実施する予定でありましたが、その後、見出川農道の道路幅員が大阪府の補助金の補助要件の3メートルに満たない部分

があることが判明し、府補助金が活用できなくなったため、本町が事業主体となって整備工事を行う必要が生じたことから活用予定であった補助金相当分を増額補正するものでございます。

続きまして、2 林業水産業費、林業振興費といたしまして175万1,000円を増額補正するものでございます。工事箇所については、5ページの図をご参照ください。

内容といたしましては、林道粉谷線付近にある東畑森林会の管理する森林の環境整備のため間伐工事実施箇所に関する調査を行い、当該森林内の放置された人工林を間伐することで森林の水源涵養機能や土砂流出防止機能の向上を図るものでございます。

なお、本工事につきましては、令和6年度からの国の森林環境税の課税開始に向けて、林野庁から発出された森林環境譲与税の活用に関する通知内容を踏まえ、森林環境譲与税を充当し、増額補正するものでございます。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 土木下水道課の小坂です。

続きまして、8 土木費、3 河川費、河川水路改修事業費としまして159万5,000円を増額補正計上するものです。

併せて6ページの箇所図をご参照ください。内容としましては、工事箇所は雨水管の中に土砂が堆積し、大雨時には雨水管に水が流れず、近隣家屋の雨水枥から雨水があふれ出し、道路や宅地が冠水しております。このことから雨水管内の堆積土撤去工事を行うものです。工事延長は80メートルです。併せて今後の維持管理のため、土砂の詰まりやすい箇所に雨水人孔を1か所設置するものです。

谷地委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 土木下水道課の奥田です。

委員会資料の3ページをご参照ください。続きまして、4 都市計画費、下水道事業特別会計繰出金としまして97万1,000円を減額補正計上するものです。

内容としましては、下水道事業特別会計における一般職の職員の給料の独自減額1%の反映、及び職員の人事異動等に伴う人件費の調整によるものです。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

続きまして、みさき公園整備費といたしまして393万9,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、新たなみさき公園の事業契約の締結を受け、PFI事業を推進するに当たり、新たなみさき公園の施設整備や利用促進に対して学識経験者の専門的知見を反映させるなどに必要な経費を補正するとともに、PFI事業者である株式会社アークルによる適正かつ確実な公共サービスの提供がなされているかを確認するモニタリング業務にかかる経費について、補正するものでございます。

まず、学識経験者にかかる必要な経費につきましては、今後、PFI事業者が進めていく新たなみさき公園の施設整備や利用促進等に対して専門的知見を有する学識経験者のご意見もお聞きしながら進めていきたいと考えており、当該学識経験者への報償費等について増額補正するものでございます。

次に、モニタリング業務に関する経費でございますが、PFI事業のモニタリングにつきましては、内閣府が作成したガイドラインに基づきPFI事業者による新たなみさき公園の整備、運営、維持管理などの公共サービスの履行について業務要求水準書やPFI事業者からの提案内容に従い適正、かつ確実なサービスの提供がなされているかを確認するため、PFI事業者からの報告を受けモニタリング業務を実施していくことになります。

このモニタリング業務の実施に当たっては、PFI事業者から報告された内容を確認してまいります。内容確認に当たっては法務、会計、官民連携事業などの全面的知識が必要となり、町職員だけで対応することが困難であることから、本事業に関する技術力やノウハウを有するコンサルタント事業者に委託するため必要な経費を増額補正するものでございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳出合計697万1,000円を増額補正するものでございます。

谷地委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 まず、委員会資料3ページのみさき公園整備費についてお尋ねします。

合計が393万9,000円ということですが、アドバイザー報償費12万4,000円です。学識経験者は、まず、何人でしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

奥野委員のご質問にお答えします。

学識経験者につきましては、6名を予定しております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 今回から始まるわけですが、報償費12万4,000円ということで、かなり冒頭で、いろいろな業務が出てくるかと思うのですが、その下のモニタリングの業務委託ということで、高額な金額が上がっております。先日の大綱的質疑で松尾議員からもお尋ねされたと思うのですが、これは今年度の3か月分だということであったと思いますけれども、それで間違いないのですね。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどご質問あったとおり、今回、補正計上させていただいている予算につきましては、今年度の3か月分の予算となっております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 3か月にわたって、いろいろな内容を問われるのだと思うのですが、これは、委託料はコンサルに発注ということでしたけれども、何か数社で入札とか、そういうことをされたのでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

ただいまの奥野委員のご質問にお答えいたします。

今回、計上させていただいている予算につきましては、新たなみさき公園整備運営等事業の経緯を理解したコンサルタント事業者、こちらのほうに委託したいと考えておまして、当該事業者に委託するための経費として要求させていただいております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 今までずっと継続していただいている業者さんに改めてお願いするということで、内容は、よく分かっているから、そこにするというような感じですが、もう他社にはされないということですよ。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 そのような形で担当としては考えております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 今年度、あと残り3か月ということですが、まだまだ、これから新たな確認というか、モニタリングをしていかないといけないということになるのかと思いますが、何年ぐらいを予定されることになるのでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

ただいまのご質問にお答えします。

このモニタリング業務につきましては、PFI事業の全期間にわたって実施する内容となっております。したがって、今回のPFI事業の事業契約期間が30年間の事業契約となっておりますので、モニタリング自体については、30年間実施していくという形になっております。

しかしながら、このモニタリング支援業務につきましては、他団体にも確認いたしました。全ての期間、このモニタリング支援業務が必要かという点、必ずしもそうではない部分もあると考えておまして、みさき公園を整備する期間につきましては、建築、設計、などの専門的な知見が必要となると思いますので、委託が必要ではないかと考えております。

しかしながら、運営に入ってから、モニタリングについての一定のノウハウが蓄積してまいりましたら、コンサルタント事業者からの支援を受けずに町単独でやっていくということも可能になってくるフェーズになるかなと考えております。

したがって、少なくとも整備期間中については、モニタリングを実施して、運営後につきましては、町にノウハウが蓄積されれば、その段階において支援業務の必要性について検討していく必要があるように考えております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 我々議員も、まだまだ、確認できていない部分もたくさんあるのですけれども、来年度以降ですね、これが3か月の数字だということで年間通じてするとなれば、もっと高額になってくるということになってくるのでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

ただいまの奥野委員のご質問にお答えします。

年間通じてということになりますので、これよりは多い額になってくると考えております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 内容、まだ分からずに、いろいろ聞かせていただいているのですけれども、植栽の手入れだとかいうのは当然あるかと思ったのですが、あまり町から持ち出しがないようなイメージを持っておりましたけれども、これで379万円ですか、まだまだ、これから高額な調査費が必要ということになってくると思いますが、その費用をいろいろと捻出していかないといけないということになるのですけれども、これに関連して先日、ここでアークルの社長さんが来られて、いろいろ時間内で聞かせていただきました。その後、1か月以上になるのですが、議員から質問事項も出していましたけれども、そのあたりの、この予算とは関連で聞かせていただいているのですが、何らかの回答を頂いていないのですが、そのあたり、いかがでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの奥野委員のご質問にお答えいたします。

10月に開催いたしました議員の皆様への説明会での追加質問へのご回答の件と理解しておるのですが、そちらにつきましては、非常に遅くなって恐縮なんです、メールで回答がございましたので、昨日、私ども産業観光促進課のほうから議会事務局のほうにメールにて回答内容をお送りさせていただいたところございまして、お手元に届いていらっしゃる議員の方もいらっしゃるかと思うのですが、昨日、情報提供させていただいたところでございます。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 今それが届いたということですから、近いうちに回答を頂けるということになるのですか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 私どもといたしましては、議会事務局のほうから、また、各議員の皆様、そのデータをお渡しいただければと考えております。

谷地委員長 ちょっとこの件について、議会事務局のほうから報告させていただきます。

増田議会事務局長 議会事務局、増田です。

今の件なのですが、担当課からの回答が昨日、届きまして、今朝、議長に確認していただきまして、先ほど、メールで送らせていただいております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 もう1点だけ、今いろいろ出していただいているようですけれども、答えていただけるなら、南海さんが町に対して固定資産税的なものは頂いたと思うのですが、アークルさんには来年度から、そういうものをもらえるようなことになるのでしょうか。というのは、その費用から、このモニタリングの費用も出せるのかと思ったりしたので、それを参考に聞かせてください。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 アークルさんから町に入ってくる固定資産税のご質問についてはですね、固定資産税は、御存じのように1月1日が賦課基準でございまして、建物が建ちますと、その1月1日現在で建物が建っていたら建物の固定資産税を賦課することになりますし、建物の中の設備関係も、償却資産税として、町に収入するというような格好です。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 言い間違えました。借地料ですね、固定資産税ではなく、ごめんなさい、間違えました。土地を貸す借地料は来年度から入ってくるのかということです。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 土地の使用料につきましては、みさき公園条例に基づき、まずは設置許可を与える話になります。公園の設置許可に基づいて使用料が定められておりますので、設置に関する1平米辺りの使用単価が条例で規定されておりますので、それに面積を掛けた部分が収入として入ってくるようになります。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 もう1点。今の答弁を頂いた中で、工事を行っていく箇所だけの使用料というか、借地料だけ、当分は入ってくるということになるのですか。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 使用料の考え方はすけれども、そこは募集要項、要求水準書に基づき、収益の生まれてこない期間や収益が生まれることになっても、その収益が生まれる部分と収益が生まれない部分等もございまして、そこはしっかりと事業者と

協議しながら決定していきたいというところで、まだ、今のところは決定していない状況であります。

谷地委員長 瀧見委員。

瀧見委員 質問させていただきます。

2ページの土木費、町道駅前団地北6号線雨水管補修工事についてですね、皆さん、御存じのように、こちらの駅前団地は、非常に傾斜が厳しくて、坂の多い場所なのですが、この図で、6ページの図で見る限り、この部分というのは、そんなにきつくないような感じだと思うのです。現時点の状況で結構ですので、工事内容をもう少し詳しく教えていただくと、それとですね、工事の時期とか期間、ある程度、決まっておりましたらご説明、お願いいたします。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 土木下水道課の小坂です。

瀧見委員のご質問にお答えします。まず、こちらの地形の状況としましては、この6ページの箇所図を見ていただきたいんですけども、雨水人孔設置箇所というところから北側は割と平らになっております。雨水人孔設置箇所から南側、距離は短いんですけども、ここは坂道になっております。現場等を調査したところ、坂道と平らな部分のちょうど勾配が変わる箇所ぐらいがかなり泥等がたまってそうなので、こちらに維持管理をしやすいように雨水のマンホール、人孔を設置いたします。

併せて管の中も調査したところ、泥がかなり堆積、約半分ぐらいは堆積しておりましたので、そちらのほうの専門業者による土砂の撤去工事も併せて予定しております。

時期につきましては、予算がつきましたら、年明けの1月から3月の間で、警察の許可等も要りますので、2月、3月頃になるかなと思っております。

谷地委員長 瀧見委員。

瀧見委員 この箇所、私も自警団でよく通るのですけれども、今、ご発言がありましたように、北の部分が少しやはり坂がきついと思いますので、そちらのほうに留意していただいて、工事のほう、よろしく願います。

谷地委員長 一応、確認ですけれども、坂がきついのは南側、北側。

小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 土木下水道課の小坂です。

こちらの現場につきましては、雨水人孔から北側は割と平らになっております。ちょっと郵便局から上がってきた坂の辺りとは、地形がどうも変わっております。人孔から北側が平らで、人孔から南側が、山側ですね、そちらがかなりきつい勾配となっております。

谷地委員長 瀧見委員。

瀧見委員 すみません。言い間違いました。南側がですね、はい、ごめんなさい。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

出口委員。

出口委員 瀧見委員の関連の質問なのですが、今、先ほど小坂課長から内容の説明を頂いたのですけれども、私も実は、ここをよく通ることが多いので、去年の初め頃に町道の水路のほうに陥没しておりまして、奥部長にもお願いしまして、簡単な修理をしていただいたという経過がありますが、その中で、実際、この80メートルだけで十分町道としての機能ができるものか、まだ、その下のちょうど突き当たりまで泥が堆積しているのではないかというようにも感じますけれども、その辺はどういうふうな町のほうは考えておられますか。

谷地委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課土木担当課長 土木下水道課の小坂です。

現場を調査した限りでは、確かに量的には、ほかにも堆積している可能性はございますけれども、今回、あふれた原因となる雨水管が、かなり閉塞している範囲というのを絞っていったところ、この80メートルを行えば、今回のあふれた近隣家屋の雨水桝から雨水があふれることは解消されるのかなと考えております。

谷地委員長 出口委員。

出口委員 この14区は非常に難しい区でして、その水路もですね、町道側と家の建っているほうとはですね、土地の持ち主の判明が難しいということで聞いておりますので、できましたら、多分、ここに泥がたまるということは、その両サイドから出てくる水路からも泥がどンドンどンドン排出されるのではないかと思いますので、できましたら、その辺も再度確認していただいて、住民の方々に迷惑のかからないように、と同時にまた、大雨が降ったときには、この水路が浅いので、どうしても道路のほうに水があふれることが多々あると思いますので、その辺もま

た、考慮していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

要望でございます。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料2ページの農業総務費について、まず、お尋ねいたします。

先ほど説明もありましたが、農地の集積、集約化という言葉を使っておられるのですね。それで、私は、この通信運搬費、それから、タブレット端末購入費についてなのですが、これは本会議の説明のときで言いますと、農業委員会の皆さんに実施していただく農地の利用状況の調査に活用すると、その調査した内容を大阪府や、また、国の機関にデータを送るといことなのかというようにお聞きしたのでですね。

それで、そのために補助金も受けて、タブレットを買うということなのですが、私は、その本会議のときの説明を聞いていますと、農地の利用の状況を調査すると、そこにとどまるのかなと思っていたのですけれども、その範囲を超える何らかの活用といたしますか、利用といたしますか、その先の目的があるのかと今、聞いていて思いましたので、そのあたりの説明を頂きたいということと。

それから、金額からすると、これはタブレットは1台ということかという気がするのですが、農業委員さんが、これ1台で使っていくとなると、何か順番でとか、そんなふうになるのかと思って、台数と、それから使っていくときに、どういうふうに分担していくのかということをお聞きしたいということと、それから、使い方について、一定のレクチャーといたしますか、そういったことは必要になるのではないかと思うので、そのあたり予定をお聞きしておきたいと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

ただいまの中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の今回の委員会での説明の差異という部分ですけれども、言い方の部分でございまして、今回、タブレットを利用して実施していく事業というのが、先ほど中原委員のお話もありましたとおり、農地の利用状況の調査、これ中心に使っていくというところがまずございまして、その調査後、所有者の意向というのも、この事業の中では確認しておるところもございまして、そういった

部分も含めた説明ということで、申し上げさせていただきました。

したがって、まず、利用状況の調査を行い、その内容に基づき農地所有者の意向等を把握し、その状況を入力していくというような一連の流れがございますので、そういった部分のお話が1点目でございます。

それと2点目のタブレットの台数なんですけれども、こちらにつきましては、2台を予定しております。

こちらは、農地の利用状況調査の際に活用させていただくということで、現状、どのような形態で利用状況調査をやっているかといいますと、町内の各地区の委員さんで日にちを分けて、各委員さんが分担されているエリアを調査していただいている状況がございます。

したがって、全ての委員が同じ日に、調査するというわけではございませんので、2台程度あれば、現状を鑑みますと十分対応できるのかなと担当課としては考えております。

また、実際のタブレットの使用法のレクチャーの部分は、もちろん農業委員会の委員さんにもご説明いたしますし、この調査に行く際には、私ども農業委員会の事務局の職員も随行して一緒に調査しておりますので、説明と併せて私どものほうでもサポートしながら、タブレットを使って調査を進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。続けて別の項目についてお尋ねしますが、先ほど説明いただいた同じ2ページの見出川農道の整備のことなのですが、お金の流れが、少し実はいくよくよく分かりませんので、委員会資料を拝見していたときも、このお金どういふことかなと思っていたのですが、もう一度、先ほどの説明より詳しくといいますか、易しく説明してもらえると助かります。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、この見出川農道の、この工事でございますけれども、もともと令和4年度の当初予算で、私どものほうから要求させていただいておりました。その差異というのが、補助金事業というような形で立てつけをしておりましたので、事業

主体がJAになっておりまして、事業主体であるJAに対して町と大阪府が見出川農道の工事を行う補助金を支出すると、そういうスキームで、もともと令和4年度の予算に計上させていただいておりました。

しかしながら、先ほどご説明させていただいたように、大阪府にお願いしておりました補助金、こちらのほうが、まことに恐縮なんですけれども、補助要件を満たしていないというような状況がございまして、こちらが活用できないというような状況になりましたので、もともと町が予算として確保しておりました補正前の予算額57万8,000円、こちらのほうに大阪府のほうに補助金として支出を予定しておりました57万7,000円を今回の12月補正で計上させていただきまして、事業費といたしまして115万5,000円ということで事業を実施していきたいと考えております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 よく分かりました。そうなりますと、先ほど、説明のときに府の補助金の要件というところと言うと、道路幅員というべきか、3メートル以上でないといけないということなのですね。ということは、この農道については、3メートル未満ということになると。

そのあたりは、その補助金の申請のときに、要件とか実態について確認はせずに申請されたということなののでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

ただいまの中原委員のご質問にお答えいたします。まず、農道の幅員の部分は3メートルという要件であったんですけれども、工事に当たっての現地調査を進めていく中で全体の6割程度が3メートル未満ということが判明いたしまして、補助金を活用できなくなった次第です。こちらにつきましては、事前に大阪府に現地の状況を相談して、また、併せて農道台帳等も確認いただきながら、補助金の対象との判断の上で令和4年度は予算化いたしましたが、事業実施に当たって、現地調査を行ったところ、改修工事の内容を確認していく中で、幅員を満たしていない箇所があるということが判明したので、こういった形で計上させていただいているというところでございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 きちんと府のほうとも連携をしながら補助金が取れるだろうという準備をされて、当初予算のときに提案されていたということはよく分かりました。

参考までにお尋ねするのですが、これ現地を調査したら全体の6割が3メートル未満であったと、これ例えば、割合によって、この補助金が使える、使えないとか、そのあたりの基準とかがあるのでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保です。

ただいまのご質問にお答えします。

こちらにつきましては、事業着手に向けて、大阪府さんのほうと調整している中で、現場の状況をご説明し、実際に、補助金活用して工事をやった場合、大阪府の検査で、指摘される可能性がある、補助金返還の可能性もあるという話がありまして、今回、補助金の部分を取り下げて要求させていただいていると、そういうところがございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 今の回答だと、特に割合とかについての基準は府としては設けられていないというようにお聞きをしました。

それで、そうなってくると、かなり府の態度はひどいなというように、私は聞いていて思ったのです。予算化するとき、きちんと現地の状況も説明して補助金、大阪府としては出せるでしょうという判断に基づいて岬町としては予算化したわけですね。それを実際するとなったら、それはいろんなことがありますけれども、いやちょっと要件を満たしていないなと、補助金を返してくださいという話になるかもしれないなんて言われたらね、それは岬町としても、もうその補助金はよろしいわということにしかありませんよね。それは何か大阪府の態度、どうなのかと、私は聞いていて思ったのですけれども、まあまあそういうことでありますとね、今後、岬町として、これは大阪府だけではないかもしれませんが、いろんな補助金を活用するときは、かなり慎重に、いろんなことを調べなければならぬと、そうですよというふうになったときに、これ本当にもらえますかと、後で返してみたいなことになりませんかみたいな、確認までしないとイケないのかという気がしてきてね、実務的には非常にやりにくくなるのと違うかなというのを聞いていて思いました。

それはもう致し方のないことですので、それに、その利用者、通行しにくい状況になっているということでしたから、これは必要な事業ですので、安全に事業を実施していただければとは思いますが、府の在り方ですね、それはどうなのかということは個人的には腹立たしく思いました。感想程度にとどめておきたいと思います。

委員会資料2ページの林業振興費の森林整備調査業務委託料、それから森林間伐工事について、お尋ねします。

谷地委員長 反保委員。

反保委員 今、中原委員が質問しようとした件ですが、私、この件については、3年ほど前に本会議場で森林環境税についての質問をさせてもらったのですけれども、この森林整備基金というのは、森林環境税のことかどうかをまず、お尋ねしたいのが1点と、それから、私、そのときに、これの財源ですね、財源を一体、どういう財源を使うのかと尋ねたら、これは大事な山、これは全体、みんなの大事な森林、山だから税金で賄っていくと、一人大体100円の計算、税金を徴収すれば大きな金額が集まるし、そういう財源で運営していくというようなことを確か私、耳にした覚えがあるのですが、それは今現在、尋ねたいのは、そういうことが実際にあって、そういうことが続いて今、進行しているのかどうかだけ質問をしたいと思うのですけれども、いかがなものでしょう。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ただいまの反保委員のご質問にお答えさせていただきます。

その一人100円の税を徴収して、森林整備に役立てるという制度は大阪府の森林環境整備に係る制度だというふうに思います。

大阪府が、この森林環境譲与税が創設される前に、森林整備に役立てるために、大阪府独自の制度として設けられた制度です。町の実績といたしましては、ちょうど深日のロータリーからですね、孝子に向かってずっとコーナーになっているところなんですけども、それと下孝子地区の直線道路辺りの森林ですね、これが当時、道路にかなり覆いかぶさって、地元の方々から、何とかしてもらわれへんかというようなお話もいただいておりましてですね、それで活用したことがありました。確か反保委員がお尋ねされてる件というのは、その大阪府の制度で活用した部分だったかと思えます。

森林環境譲与税は、その後に国の制度として、森林環境税を賦課して、市町村には森林環境譲与税として収入できるようになって、植林されている方々が、整備が行き届かなくなったとか、木材の利用を促進しようとかいうような財源としてできた新しい制度となります。大阪府の制度は、また違う形の目的税として活用されたものというふうにご理解いただければと思います。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 それでは、引き続き反保委員がお尋ねになった森林の管理に関わる歳出のことでお尋ねします。

今回の、この調査業務委託料というのと間伐工事というのは、一体のものと考えていいのでしょうか。

それから、調査については、どこから委託、これ歳出、どこに委託するのかが、この調査の中身が私は、そもそもあんまりよく分からないのです。調査の中身のことを、説明をもう少し頂きたいと思います。

先ほど、ご説明は頂いたのですが、見出川農道と同様、すみませんがもう少し詳しく、ゆっくり説明をいただければと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

先ほどの中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の調査業務と間伐工事、これ一体のものかというところなんです、こちらにつきましては、一体のものという形になりまして、まず間伐を行うために、どの範囲を間伐するかを調べるために、まず、調査業務を行いまして、その後、実際の間伐に入っていくというのがこの事業の流れになります。

それで実際にこの調査業務がどういったことをするのかという内容なんですけれども、こちらにつきましては、間伐を行う箇所、今回で申し上げますと林道粉谷線周辺の森林になってくるんですけれども、こちらの現況調査ということで、実際、どの区域を間伐するかという、その整備する区域の選定を行います。今回、面積が1.6ヘクタールとなっていて、大きい面積でございますので、まず、整備区域の選定を行いまして、その後、どの範囲で間伐をやっていくのかという部分の確定、その後、実際に間伐をするのに必要な、数量調査、例えば、間伐する樹木の本数でありますとか、木の種類でありますとか、木の直径、こういった

ものを調べまして、実際の間伐工事を進めていく、その行程を組み立てることを統括的にやっていく業務というのが、調査業務の内容となっております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 この事業は、なぜ必要になったのか、さきほど少し早口で、私にはうまく理解できなかったもので、その説明、もう一度いただけますでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 すみません。調査業務の必要性ということじゃなくて、そもそもの間伐の必要性ということですね。失礼しました。

こちらの事業につきましては、今年の6月に林野庁のほうから、令和6年度から森林環境譲与税を課税するというのがスタートいたしますので、市町村長に対して森林環境譲与税の積極的、効果的な活用というのを求める通知が発出されました。そういったところを踏まえ、私どもといたしましては、森林環境譲与税を活用して、町内で実施できる事業がないかというようなところを検討いたしまして、この林道粉谷線の間伐の工事、これを実施するというので、事務を進めていったところでございます。

ですので、国の通知に基づいて、今回、事業を実施しておるというようなところ です。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 なるほど、それで、そうしましたら国の事業を活用して、なぜ、ここで事業をしようとなったのか、そのあたりもお聞きしたいと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

今回、間伐を行う箇所につきましては、私ども林業を担当してる中で事務局を持っている岬町林業活性化推進協議会という会議があるんですけども、そちらの総会の中で植林された森林で管理に困っているところはないか、課題等はないかについて会議の際に確認しましたところ、協議会の委員さんが関わっておられる東畑森林会、こちらのほうから高齢のために間伐がなかなかうまくできない、そういうところが課題になっているとの要望がございましたので、私どものほうで東畑森林会のほうにヒアリングを行い、現地確認もしまして、こちらの事業を森林環境譲与税を活用して進めさせていただこうということで、方向性を決定させ

ていただいたというところでございます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 経過も含めて、大変よく分かりました。

最後に、新たなみさき公園施設整備利用促進に関わってお尋ねします。

先ほど、奥野委員から、使用料についてお尋ねがありました。関連して、参考までにお聞きするのですが、そのみさき公園条例で定めている使用料については、管理しているということをもって、使用料をお支払いいただくという規定もありますが、今もう既に、そういう状況にあるのかなというように思っています。

それでね、ただ、先ほどお話があったとおり、まだ、事業そのものが開始をされていないという状況にもありますので、そのあたりの考え方については協議中という印象を受けました。

岬町の考え方について、お尋ねをするのですが、そのあたりは岬町としては、どのように考えているのか、お聞きしたいということが1点目です。

それから、選定審査委員会からアドバイザーとして意見を頂くために、アドバイザー報償費が計上されています。12万4,000円ということですね。それで6名とおっしゃいましたが、ちょっと私の記憶が曖昧でして、学識経験者の方たちからなる選定審査委員会については、もともと6名であったか、5人であったような気もするのですが、少しそのあたりの確認を、すみません、基本的なことで申し訳ないのですが、お願いしたいというのが2点目です。

それから、アドバイザー報償費について、もう少しお聞きするのですが、この12万4,000円という金額は、今年度の補正予算ということで提案をされておりますから、来年の3月末までの期間にかかる経費とお考えだと思います。

それで、この報償費の支出のもとになるのは会議なのか、聞き取りなのか、個別に聞き取るということなのか、そのあたりの、このアドバイスを受ける手法ですね、そのあたりについて、どのように計画されているか、お聞きしたいと思います。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 都市整備部、吉田です。

ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の使用料を協議していく上に当たっての町の考え方というところ

でございますけれども、今回の事業、PFI事業で、独立採算型ということで、事業にかかる費用については、独立採算型で事業者にはほとんど設備を設置していただき、事業者の費用で町民の方の負担をできる限り軽減していくという方針で実施しております。そんな中でも、有料施設として料金を取られるところについては、しっかりと使用料は支払っていただきたいと思っております。

ただ、園路や無料のエリアについても、事業者さんの費用で新たに整備をしていただけますので、そこら辺を踏まえ、事業者と協議して参ります。我々としては、町の収入が潤うほうがよりいい話ですけども、事業者の意向も聞き取りながら協議して折り合い点を見つけていきたいと考えているところです。

アドバイザーの根拠につきましては、みさき公園条例の一部改正に伴って、今、施行規則のほうもほぼほぼ固まりつつありますけれども、アドバイザーについて若干名、置くことができるというふうにさせていただいております。根拠的には、そこになるんですけれども、その根拠を持って、メンバー構成としては、今、考えておりますのが選定事務に携わってくださっていただいた先生方に、まずはお願ひしていききたいと思っております。

また、選定委員会の中でもアドバイザー的な建築の先生もいらっしゃいましたし、その先生にもお願いに上がって、了解をいただけたら正式にアドバイザーになっていただきたいと思っておるところでございます。

アドバイザーの先生方にお願ひする手法や手順につきましては、今現在、設計業務の段階にありますので、まずは設計の専門家にご意見をお伺いして助言を頂くと、そういった中で事業者との協議に臨みたいと考えております。

また、整備段階に入っていきますと、整備も含めて、ランドスケープの先生にも助言を頂きながら、事業者との協議を進めたいと考えておりまして、全員一堂に会して会議を開くという形ではなく、そのときの必要に応じた先生方にご助言を頂きながら、意見をお聞きして、事業者との協議に臨んでいきたいというふうに考えております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 先ほど、アドバイザー報償費に関わりまして、委員について、私5人であったか何かと言っていましたけれども、資料を持ってきていました。失礼しました。

もともと、公表を出していただいたときの岬町PFI事業者選定審査委員会の

ときの委員は5名と、そこにプラスして、建築関係の人を、意見頂く必要があったというのが過去にありましたよね。それで報償費も計上されたといういきさつがありましたけれども、その方を加えた6名ということを計画されているということでもよろしいですね、うなずいておられるので分かりました。確認させていただきました。

それから、さきに聞いた使用料のことなのですが、町の思いは分かります。それで事業者の、意向もよく聞いてということは必要だと思いますので、協議をされている、これからされていくということかと思いますが、その結論はいつ頃出すお考えか、お尋ねしておきたいと思います。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 都市整備部、吉田です。

今の質問にお答えいたします。

めどとしましては、事業者からも言われておりますのが、設計が確定してくる段階でないと、確かな面積が出てきませんので、それが根拠になってきますので、設計が確定してくる段階には協議を落ち着かせていきたいなというふうに思っております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 設計ができる段階というのは、いわゆる実施設計というやつのことでしょうか。

私はこの建築関係も疎いんですよ。それで何かいろんな事業、特に建設していくとき、いろんな段階がありますよね。それで設計というように、今、お言葉がありました、それは恐らく来年の4月から5月頃ということなのではないかと思うのですが、その時期と考えるおけばいいのか。

それから、その時期を前後して、協議についてはまとめるというように考えるおけばいいのか、お聞きしておきたいと思います。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 都市整備部の吉田です。

ただいまの使用料の決定時期のことについてですけども、2日目の一般質問、坂原議員のご質問のときに、今後の全体の流れ的な話をさせていただきましたけれども、段階的な開園を目指していくというふうに事業者に言われてますので、設計の時期も、エリアごとに時期がずれていくわけなんです。そこら辺も踏まえて、

我々もそれ以上の詳細な説明も聞いておりませんので、これからの協議において、しっかりと確認していきながら、また段階的に運営が開始されるということは、事業者の収入の時期もずれてきますので、その上で使用料の収入の仕方というのも協議の中で決定し、しっかりと説明させていただきたいなと思っておるところです。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 私、4月から5月頃というふうに申し上げましたのは、せんだって行われた自治区長の皆さんを対象にされた説明会、傍聴させていただいて、そのときに質問の中で、今日、11月23日であったと思いますけれど、そのときにパワーポイントを使って説明をされていたわけですね。そのパワーポイントを、資料としてもらえないかという質問があり、今はまだ計画の段階だから、これは公開できないと、渡せない。渡せるようになるのは、設計がまとまった4、5月頃ではないかと、その頃になると計画がかなり固まってくるという意味で、その頃ではないかというように、設計という言葉に関わって言うと、そんな説明をされてきましたので、それで、今私は4、5月頃ですかということをお尋ねしたのです。

それで、今ご答弁いただいた中身で言いますと、非常に何というか曖昧なんですよね。時期がさっぱり分からないという印象を、私は持ったのです。

それで、ただ、例えばですよ、岬町は、また、来年度予算、もうほぼ固まっている、大枠は固まっていると思いますが、その中で事業者から、もし来年度、使用料を頂くとしたら、その予算の中に計上される必要があるわけです。だから、いつになるかよく分からない。それから段階的に、それはもう理解します。工事が段階的に進むのですからね。ですけれども、その回答では少し不十分ではないのかと思うのですけど、もう一度答弁されますか。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 都市整備部の吉田です。

そうですね、基本設計と実施設計業務がございますので、基本設計が固まる時期にある程度、使用料も含め、決定されたこととお答えできるのかなとは思っておるんですけども、今の段階で協議して確実に、こういうことが決定しておりますというのは、ちょっと言えない段階でございますので、そこは少しご理解をいただきたいなというところで、決定すればですね、またご報告はさせていただ

うと思いますし、事業者のほうも先の住民説明会の場で、今のところはというような表現であったと思いますので、しっかりと内容が公開できるようになっていけばご説明もさせていただけるのかなとも思っておりますので、今は、そういう段階であるということをご理解いただけたらなと思います。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 今、示すことができないということは分かりますけれども、私が聞いているのは、その先々の見通しについてお聞きしていたのですが、これ以上の回答は難しいのだろうということも拝察はいたします。

いろいろ、その見えたきた段階で、ぜひ議会にもご報告を頂きたいと思えますし、できるならば、やはり年度当初、来年度は少し難しいのかなと思うのですが、やはり市町村の会計というのは、4月から始まって3月の31日までということで、年度ごとに組んでいくわけですから、できれば、あまり補正予算として、それこそ大きい金額が途中、途中で補正されるというのはあまり望ましくないわけなのですね、財政民主主義という考え方からいきますとね。

ということで言っても、また、長期にわたる事業であるということを考えても、年次計画というのは立てておられるわけですから、そういうことに基づいて、金額について、分かり次第、ご報告を頂きたいと思えます。その程度に、この件はしておきたい、お金については、そういうふうにしておきますね。また、ご報告いただければと思います。

それから、委員長、引き続いて、そのモニタリング支援業務についても少しお聞きしていいでしょうか。

ほかの委員さんはよろしいですか。

谷地委員長 一旦、確認しますね。

ほかの委員さんで質疑ございませんか。

いいですか、それでは中原委員。

中原委員 ご協力ありがとうございます。

モニタリング支援業務なのですが、これは先ほどの奥野委員の質問を聞いて、おっと思いました。そうか、これは3か月の金額だから、1年間とかになると、来年度予算はもっと大きい金額が乗っかって出てくるのだろうかと思いつながらお聞きしておりました。

それで、これはモニタリング計画というものをつくっていただく必要が、まず初めの段階ではあるのかというように、その内閣府が定めるガイドライン等を見ているとね、そういうことを考えていたのですけれども、そういうことなのでしょう。この今年度中、約3か月間の間で行う、一番大きな仕事としては、モニタリング計画の策定ということになると考えてよろしいのでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問にありました、モニタリング計画なんですけれども、こちらのほうは実はできておまして、ホームページのほうに掲載させていただいております。私どもはこの計画に従って、基本的な作業を進めていくというところでございますので、よろしく願いいたします。

今年度の業務につきましては、事業者から提出された資料の内容を確認していくわけですが、こういった部分の支援でありますとか、事業者のほうから提出された資料の確認にあたり、書面だけではなく定期的に会議の場を設けて書類の内容について確認していくための、そういう定例会議の支援でありますとか、今年度、基本設計のほうを進めていく予定になっておりますけれども、こちらの中で生じた疑義でありますとか、そういった部分について確認の支援を事業者のほうの業務の内容として考えておるところです。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 ホームページ上で公開されているというのは存じ上げておりませんので失礼をいたしました。

どのように調べたら、そのモニタリング計画の公表のところへたどり着くのかを教えてくださいませんか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

こちらのモニタリング計画なんですけれども、町ホームページの中段にございます、新たなみさき公園事業のページがあるんですけれども、こちらの中で、事業者の公募の際にこのモニタリング計画を公表しており、一覧の中に添付されていたと思いますので、ご確認いただけたらと思います。

もし分かりづらかったら、またお問い合わせいただけたらと思います。

谷地委員長 竹原委員。

竹原委員 私から1点というのですか、2ページの反保委員と中原委員も聞かれていたが、森林整備調査のところですね、林業振興費のところ、聞き取れなかったのか、聞き逃したのか、このエリアの、その整備する箇所ですね、所有者というのは誰に、誰というのですかね、なっているのかというのと。

また、この森林環境譲与税を使って、森林を整備するということは、必要なことだと、そのための財源だと思っているのですが、放置された個人様の持っている山という部分にも使えるのであったのかどうか、この2点、確認させてください。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

竹原委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の今回の事を行う森林の管理なんですけれども、東畑森林会さんが管理されている、財産区ではない東畑の方面の森林を管理されている団体が管理しているところというのが、まず、1点目の回答でございます。

それで、2点目のご質問なんですけれども、この森林環境譲与税の活用に当たっては、森林経営管理制度という制度がございまして、手入れの行き届いてない森林について、市町村が仲介役となって取り組みを進めていくんですけれども、一定担い手がいる部分については担い手さんにつないだりするんですが、林業経営に適さない森林は、市町村自ら管理するというスキームもありますので、そういったところにのっかって、今回の間伐などの事業を進めておるといところです。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 もう少し、聞かせていただきたいと思います。

委員会資料の4ページの地図を見ながら、確認したいのですが、見出川農道整備工事ですけれども、工事箇所が黒く塗られているところですが、全長、これは何メートルになるのでしょうか。

それと、このあたりが何とか水利組合だと思うのですが、組合名、分かれば、水利組合名、分かればお願いします。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

まず、1点目の見出川農道の延長なんですけれども、この工事延長より少し長かったと思うんですけれども、200数十メートルやったと記憶しております。

それと、2点目の近隣の水利組合なんですけれども、こちらのほうは淡輪の西水利組合というふうになっております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 先ほどの説明で3メートルなかったのが補助金がもらえなかったということなんですけれども、6割が3メートルに満たないということでしたが、一番狭いところで2メートル何がしということになるのですけれども、どれぐらいですか、一番短いところで。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

こちらのほうですね、私も職員のほうでメジャーで計測したところなので、正確性は担保できない部分もあるんですけれども、2メートル未満の箇所も一部あるような、そういう状況でございました。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 先ほど、西水利組合さんだということで答弁を頂きました。

補助金をもらいながらJAさんが事業主体だということも説明いただきましたが、西水利組合さん独自で3メートルに拡幅してやっていこうという意向はないのでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

ただいまのご質問についてお答えいたします。今回の見出川農道なんですけれども、農道管理者が町になっておりますので、町が改修していくというような、そういう形で予算を上げさせていただいておまして、周辺の農業者には受益者負担は求めていくという考えは今のところないという状況でございます。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 この農道、どれだけ通行されているのかよく分からないのですけれども、ちょうど出てきたところが淡輪ランプの道の駅の辺りで、ややこしい辺りに出てくるのかと思いますが、あまり広くしたら、また、一般の車も通りかねないのかなと

思いつつ、西水利組合さんはかなりいろいろな補償ももらって、たくさん持って
おられるのではないかなと私は想像しているのですが、何といるのですか、
農道の上の土、何といるか、すき取りといるのですか、ぐらいの工事になるので
すね。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

ただいまのご質問についてお答えします。

工事内容としましては、奥野委員おっしゃっていただいたとおり、すき取りを
やって不陸整正をやって、採石を敷くというような、そういう流れになります。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 今回は、こういう形でとりあえずやるというような感じだと結構です。

もう1点、次の5ページの地図、見ながらお聞きしたいのですが、先ほど、竹
原委員から所有者というお話がございましたが、東畑森林組合ということは、共
有林ということですね。先ほど、吉田理事からは、深日のロータリーから孝子に
かけてというのは、1メートルぐらい残して、上を伐採していただいたというこ
とで、大変、道に、何といるか、出た部分がきれいになり、よくきれいになった
のですけれども、ここも、そういう感じで間伐をされていくということですか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 産業観光促進課の新保でございます。

今回の間伐なんですけれども、林道粉谷線の周辺の森林というのが、ここ最近、
しばらくの間、間伐ができてない人工林でありまして、森林内も暗い状況にあり
ます。森林内になかなか光もささないということで、森林環境の保全というのを
目的としまして、森林内にある樹木が生え過ぎている部分とか、生育の悪い樹木
であるとか、そういったものを間引き、一定、本数を減らすことによって、森林
内に光を届けて、下草であるとか、中低木を繁茂させ、森林内の地力を維持し、
また、土砂の流出防止につながりますので、災害の防止機能につながるとか、そ
ういった効果もございます。平たく言いますと、森林内に生え過ぎている木を間
引いて伐採するような、そういったイメージの工事になります。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 もう1点だけお聞きします。この地図を見ていると、古林道ですかね。粉谷

線、ずっと、いきいきパークの辺りをまだずっと奥まで、これが続いている林道ですか、これは。はい、そうですか。はい。

すみません。東畑森林会ということは、ここ一部だけですけれども、この全体の山が森林会の山ということになるのですか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 私どもが実際にヒアリングして現地確認する中で、東畑森林会で管理されている森林について聞き取りいたしまして、範囲を確定して工事箇所を特定してますので、工事箇所の部分については確認していますが、それ以外の部分は、ほかにも所有者の方いろいろいらっしゃいますし、確認できてないというのが現状です。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 課長の話をお聞きして、どこまで森林会かというのが、まだ確認できていないということですが、ここが今まで手つかずであったので、今後、調査して、できれば山を広げていきたいという意向であるということになるのでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 私どもといたしましては、国から譲与されます森林環境譲与税を用いて、町の中で手入れの行き届いてない人工林、こういったところは、非常に多数あると思いますので、それらの間伐等の整備を行いまして、森林環境の保全に努めていきたいというのが、町としての考え方になると思います。

そういった森林環境を保全することによって、その土砂流出を防止して、災害の防止機能を高めたり、森林が持つ水を蓄える機能を維持していくためにも、町としては必要と考え、こういった形で町内の森林の整備を進めていきたいと考えております。また、今後についても、関係団体さんのほうにご意見聞きながら進めていきたいと考えております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 間伐は結構なのですが、ここは以前にヒノキだとか、スギだとか、植林された場所でもあるのでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 東畑森林会さんの森林の現地確認等する中では、ここ以外にも数箇所ですね、そういった森林がございましたので、そういったところももちろん

今後、検討していく必要があるでしょうし、それ以外にもですね、林業活性化推進協議会のメンバーの方にですね、いろいろ聞き取りすることによってですね、ほかにも課題のある森林というのは町内にあるというふうに思いますので、そういったところも含め検討を行いですね、優先順位をつけて、森林環境譲与税を活用しながら事業を進めていければというふうに担当としては考えております。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 すみません。都市整備部、吉田です。

奥野委員の先ほどの質問で言いますと、孝子の部分は、大阪府の森林整備の制度で、ナラ枯れとか、竹林対策とかいうことで、道路に覆いかぶさったところを整備していただくことができたわけなんです。

今回の、我々がお願いしているものにつきましては、国の制度で実施していくもので、もともとの制度の創設が山持ちの方が植林された山が、もう高齢になってきて、管理が行き届かない、そういったところを、この税を活用して整備していこうとしているのが主な目的なんです。

そういったところを新保課長が言ったように、今、岬町内で、植林された地域というのは、ある程度限られてると思うんです。

林業の活性化協議会というのは、もともとは岬町に森林組合があつて、それが解散して大阪府の森林組合に集約されて、あとに協議会として残そうということで設置されたものです。そこで植林した方々を優先して、協議会の意見を聞いて、この環境譲与税を投入して整備していこうとしています。

一方、国のほうのガイドラインといいますか、通達を見てますと、財産区の植林部分についても整備等ができることになってるんですね。ですので、まずは私有林といったところを整備しながら、この環境譲与税はずっと永久的に続くものですから、ほかの木材の利用促進等にも活用しながらですね、そういう困っている方々の森林整備をしようという方針で、初めて、今回、補正予算でお願いしてる第1段目になります。そうして今後順次やっっていこうとしているというふうに考えておりますのでご理解いただけたらいいかなと思います。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 さきほどの見出川農道の工事は実際、どういうことをするのかというやりとりがあったと思うのですが、私はそういう分野に明るくないので、すき取りという言葉

葉と、フリック形成という言葉が使われたかというように思うのです。すき取りというのは何となくイメージがわくのですけれども、フリック形成というものはどういうものか、ご説明いただけるとありがたいと思います。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

先ほどの工事の説明が分かりにくかったので、もう一回、ご説明しますと、見出川農道が未舗装の農道になっていますので、わだちができて、地面の上部に2本のでこぼこみみたいなのができていますので、まずそのでこぼこの部分をすき取りすることによって、平らにして、そこをまた押し固めるといいますか、平らにするそのような作業が不陸整正ということでご説明申し上げたところになっております。

そのようにきれいに平らに整地した上で、砕石を敷いて、通行できるような形に整えていくというような、工事の流れになっておりますので、よろしくお願いいたします。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 私、フリックという言葉がよく分からないので、ネットで調べたら、フロック形成という言葉は出てくるのですが、間違いではなくて、フリック形成なのか。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 不陸整正ですね、不可能の不に陸。漢字なんです。平たく言いますと、軽トラックが通りますので、舗装されていない道路ですので、タイヤの部分のところの道路が深くえぐれて、真ん中だけ高く残っているというような状況がひどくなってきて、脱輪したという事例もあって、要望が出てきたものでございまして、それですき取りをして、砕石を入れて平らにするというイメージです。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 では、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第51号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

谷地委員長 満場一致であります。

よって、議案第51号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第53号「令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 委員会資料の7ページをご参照ください。

令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）についてご説明いたします。

内訳としましては、1繰入金、1一般会計繰入金、一般会計繰入金としまして97万1,000円を減額補正するものです。

内容としましては、一般職の職員の給料の独自減額1%の反映及び職員の人事異動等に伴う人件費等の調整による財源調整です。

以上、当委員会付託分としまして、97万1,000円を減額補正計上するものです。

谷地委員長 歳出のほうも説明をお願いします。

奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 続きまして、委員会資料の8ページをご参照ください。

歳出としまして、1総務費、1下水道総務費、一般管理費としまして、114万8,000円を減額補正計上するものです。

内容としましては、会計年度任用職員の最低賃金改定により報酬が1万4,000円の増額、一般職の職員の給料の独自減額1%の反映と職員の人事異動等により給料が96万7,000円の減額、職員手当が10万9,000円の増額、共済費が30万4,000円の減額です。

続きまして、2事業費、1下水道事業費、公共下水道事業費人件費としまして17万7,000円を増額補正計上するものです。

内容としましては、一般職の職員の給料が独自減額1%の反映と、管理職手当の独自減額率の30%から15%に変更等により、給料が6万8,000円の増額、職員手当等が15万3,000円の増額、共済費が4万4,000円の減額です。

当委員会付託分としまして、97万1,000円を減額補正計上するものです。

谷地委員長 ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第53号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

谷地委員長 満場一致であります。

よって、議案第53号は本委員会において可決されました。

次に、

議案第55号 岬町海釣り公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

新保課長。

新保産業観光促進課長 参考資料の岬町海釣り公園に係る指定管理者の指定管理候補者の選定結果についてご説明いたします。

別紙でお配りしております参考資料の1ページをご参照ください。

本件につきましては、本議会でご説明させていただいたとおり、岬町海釣り公園の指定管理者の指定期間が令和5年3月31日をもって満了となり、その後の指定管理者を指定する必要があるため、選定結果についてご説明させていただく

ものでございます。

今回の指定管理候補者の選定手続きにつきましては、3、指定管理者制度の概要の(2)指定管理者候補者の選定手続等の根拠に記載のとおり、岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条にある「その他公募を行わないことに合理的な理由があるときは、公募によらず候補者を選定することができる」の規定を適用しております。

また、同条例第15条では、「候補者を選定するときは、町長は学識経験者、その他、町長が適当と認める者の意見を聞かなければならない」と規定されておりますので、今回、岬町海釣り公園指定管理者選定審査委員会を設置して選定を行ったものでございます。

4、指定管理者選定審査委員会での審査結果につきましては、同委員会では、まず初めに、(1)公募によらない候補者の選定について、条例第5条の規定を適用できるか否かについてと、規則第5条の合理的な利用の有無についての審議を行いました。その内容が1ページ中ほどから2ページにかけての①から③でございます。

具体的な審査内容を申し上げますと、①の手続条例規則第5条の第1号、専門的または高度な技術を有する団体が客観的に特定されることにつきましては、現指定管理者は海釣り公園周辺海域の特性を熟知している地元漁業者や水産業に精通した学識経験者、安定経営のための財務会計知識を有する者、また地元との共存共栄を重視する方針から、自治区関係者等を役員に迎え入れ、漁業権を有する地元漁業組合及び漁業者との円滑な調整業務を図ることが可能な団体であり、また、②の同規則第5条第2号、地域の人材活用、雇用の創出等、地域との連携が客観的に相当程度期待できることについては、地域の人材活用及び雇用創出においては、総従業員25名のうち町内在住者19名、うち小島地域から10人雇用を優先的に雇用するなど、地域住民との連携による共存共栄の考えを重視する事業者であり、次に③の同規則第5条第3号、現にその管理の委託を行っている公の施設にあつては、当該施設を管理している者が引き続き管理を行うことで安定した行政サービスの提供と事業効果が相当程度期待できることについては、まずア、町への納付金につきましては、開園当初からの経営実績と経験を積み重ねるとともに、利用者の要望に応え、施設の利便性向上のためのドーム型休憩施設の

追加整備、また基本協定に基づく施設整備負担金及び町財政への貢献をしている事業者であること、イ、運営事業者の要件等については、海釣り公園の運営に当たっては、開園前の平成18年11月9日付で岬町海釣り公園運営検討委員会から海釣り公園の運営に当たっての基本的な考え方のほか、指定管理者が備えるべき条件の提言があり、規則第5条に定める公募によらない合理的な理由に該当する項目を含む内容が提言されていること、岬町と地元小島漁業組合との間で指定管理者の選定については、地域の活性化や地域と一体となった管理運営ができることはもとより、小島漁業組合と共存共栄できる事業者を選定する旨の確認書が交わされていること、同施設周辺には、漁業権が小島漁業組合に対して許可されていることから、より一層、地元漁業組合との共存共栄できる運営事業者であることが求められていること、また、主に新型コロナウイルス感染症の影響により年間入場者数は減少しているが、物販促進や経費節減など、指定管理者の経営努力により売上減少及び毎年度の損失を最小限に止めていること、さらに釣り環境の向上対策やイベント実施などの集客向上対策など安定経営に努めていること、新型コロナウイルス感染症による影響は令和3年度以降、回復傾向にある、こういったことから、同規則第5条第1号から第3号の全てに該当すると判断されました。

このように、選定審査委員会では、現指定管理者、小島フィッシング株式会社が公募を行わない合理的な理由に該当する事業者であると判断し、今回の指定管理候補者として決定いたしました。

続きまして、2ページの下段をご参照ください。

(2) 指定管理候補予定者から提出された事業計画等の審査結果についてでございます。

委員会では、指定管理候補予定者から提出された申請書類を基に、プレゼンテーションと質疑応答を行い、審査と採点が行われました。採点結果については、表に示すとおり、各委員により基準となる60点を大幅に上回る平均83.5点の得点が付けられました。

次に、3ページの(3) 事業計画等の主な評価内容については、まず1点目は、誰もが気軽に釣りを楽しむことができることを基本方針として、初心者への釣り指導など集客性を高める提案、2点目は、釣果対策が集客向上につながることもか

ら、人工漁礁の設置、稚魚の放流、海底清掃などを定期的に行い、水産資源の保護・育成を併せて計画するなど、釣果向上に向けた提案、3点目は、引き続き地元雇用の考え方を重視しており、地域活性化への熱意があり、地域と一体となった管理運営、地元漁業者との共存が期待できる提案、最後に、収支計画については、安定した収入の確保及び経費節減など堅実な収支計画となっていることに加え、新型コロナウイルス感染症などの不可抗力にある影響への対応策を盛り込まれた安定した健全計画が見込まれる提案、以上の項目が網羅されている内容となっております。

委員会では、以上の採点結果、主な評価内容から、現行の指定管理者は地域と一体となった施設の管理運営ができ、地域住民や地元漁業関係者との共存共栄、地域活性化の期待ができる事業者であるとして、現行の指定管理者を海釣り公園の指定管理候補者とすることを決定したものでございます。

最後に、4ページをご参照ください。

こちらのページには、審査会の開催状況と審査委員の構成表を記載しております。

谷地委員長 ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 詳しくご説明を頂いたところでありますが、いくつかお聞きしたいと思います。

お配りいただいた参考資料の3ページの大きな5番、一番下のところに、選定審査委員会の開催状況とご報告があります。それぞれ何時頃までこの委員会の会議が開かれたのかということをお聞きしたいということが1点目です。

それから、審査の内容というか、具体的にどのような委員の意見や質問があったのか、お聞きしたいと思います。

というのは、この資料を見ていると、事業者からの提案書に書かれているものであるのか、審査の経過の中で明らかになった事柄が書いてあるのか、どちらか少し判別しづらい表現になっているのです。ですので、審査の中で、審議の内容がどのようなものであったのか、具体的に今回、4ページに5人の委員の皆さんのお名前も書かれておりますけれど、その方々がどういう発言をなされたのか。全てということにはいかないでしょうが、かいつまんで、どんなご意見があったのか、お聞きしておきたいと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の会議の開催時間ですけれども、1回目が大体1時間から1時間半程度だったと記憶しております。2回目は、プレゼンテーションもありましたので、2時間ちょっとかかっていた記憶がございます。

次の2点目でございますけれども、委員からどういった質問があったかというところですが、そちらにつきましては、まず決算報告書の内容についてのご意見、これは仕入値の扱いとか、そういったところです。あと、とっとパークで事故が起きたときに、対応として、予行演習のような取組をされているのかというような点に関する意見もございました。また、イベントに関するご意見として、とっとパークで魚をさばいたり、そういった魚を使ったみそ汁を振る舞う、こういったイベントをしているような事例はあるのかとのご意見のほか、とっとパークにおけるごみの取扱い、ごみの処分とか、あと利用客への啓発方法、こういったところに関するご意見もございました。あと、集客対策として、どういったことをやっているんですかということで、チラシとか、インターネットとか、そういったものは活用しているのかというご意見であったりとか、従業員から、とっとパークの魅力向上に対して考えがあったりするのかなどのご意見は委員会の中でございました。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 資料の見方について、もう少しお聞きしたいのですが、委員会資料として、履歴事項全部証明書というのと、現在事項全部証明書というのが配付されています。私は会社経営をしたことがないので、これの見方がよく分かりませんので、簡単にご説明を頂けますか。

何となく見て分かる、こういう方が役員さんなのだなとか、この方が監査役として就任されているのだなと分かるのですが、私に分からないのは、履歴事項全部証明書と現在事項全部証明書という2種類があるのですが、履歴事項のほうには載っているお名前が現在事項全部証明書には載っていないというケースがお二方あるのです。それはどういう意味なのかというのが、すみません、こういう分野も明るくないものですから、教えていただくとありがたいと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

履歴事項全部証明書というのは、これは過去の分も含めて、3年程度前まで記載されている情報というような形で、現在の事項だけでなく、少し前の情報も載っているような、そういった内容となります。

それで、現在事項全部証明書のほうは、会社の現在の登記内容について記載しておるといような形になっております。そういった形で、履歴事項全部証明書については、3年前の日の属するときの記載とかいうのもあるということなので、そういった部分で若干の違いがあるのかなというふうに考えております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 そうしますと、履歴事項全部証明書というのは過去の分も含むと。ここにある、いわゆる役員と思われる方のお名前は、監査役も含めてなのですが、10人分、お名前があるようなのです。現在事項全部証明書のほうは8名だと思いのです。ということは、この履歴事項全部証明書に載っている方で、現在事項全部証明書に載っていない方というのは、現在は役員ではないと考えたらいいということですか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまのご質問にお答えします。

そういった理解で結構だと存じます。よろしく申し上げます。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 そうしますと、この会社は、最大のときは役員は10名の体制であったということですか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 この履歴事項全部証明書で出てくる範囲のときにおいては、10名ということなので、今、役員になられていない方も含まれておるんですけども、現在、たしか8名やったかと思うんですけども、その分、役員の方が減っておられるという、そういった状況になっておると思います。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。

もう少しお尋ねしますが、参考資料の1ページの一番下の②のところ、「地域の人材活用、雇用の創出等、地域との連携が相当程度期待できること」とあり

まして、その中に、総従業員25名のうち、町内在住者が19名、うち小島地域から10名を優先的に雇用ということで、雇用の創出にも努めておられるということが書かれているわけです。それは望ましいことだと思うのですが、海釣り公園の指定管理者の候補者の選定については5年に一度ということになりますので、5年前の記録を私、さかのぼって確認をいたしました。そうしますと、5年前は総従業員が25名、変わりませんが、町内在住者は、5年前は22名でした。ですので、今回は3名減少していると。それから、うち小島地域から10名雇用ということに今回は記載されておりますが、5年前は11名でありました。1人減っているわけですね。このことについては、選定審査委員会では何か議論になりましたでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまのご質問にお答えします。

地元雇用の部分については、委員会の中で、減っているのではないかとか、そういった意見はなく、地元からも雇用していただいているなというところの意見でございました。

これまでの経緯の部分でいいますと、常時、町内在住の方は20名ぐらい、とっとパークさんのほうでは雇用いただいておりますが、その中で、高齢であったり、諸事情で退職される方もいらっしゃるかと思うんですけど、できる限り地域の方に来ていただきたいという思いで取り組まれております。しかしながら、人手不足というのが最近ございまして、その部分に苦慮されている部分もあるということで、できるだけ地元がいいけれども、町外から雇用するケースもあるというふうに私どもとしては聞いております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 私は、町外だからだめとか言うつもりはありませんし、人材不足というのか、働き手が減少していくというのは自然現象ですので、その中でご苦労されているのだと思うのですけれども、できれば町内在住の方をとという努力をされているということがお聞きできましたので、その方向で引き続きご努力を頂きたいと思えます。

それから、資料を頂きたいのですが、参考資料の2ページの真ん中より少し上あたり、今のところで、運営事業者の要件等というところで、平成18年11月

9日付で基本的な考えのほか、備えるべき条件の提言があったということで、この提言の写しを頂きたいということと、それから、もう少し下に行きますと、小島漁業組合と共存共栄できる事業者を選定する旨の確認書が交わされているということが書かれておまして、これは2007年9月のことであつたと思いますが、その確認書の写しもいただきたいということと、それから、このページの一番下のあたり、(2)のところ、指定管理候補予定者から提出された事業計画等の審査結果についてということと数字が示されておりますが、今回の事業計画、提案書ですね。申請書という名前になるのかな。その写しを頂きたいと思いますが、この3種類の写しを頂けるでしょうか。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 すみません、確認なんですけど、これは資料請求という形で、また委員会にお出する形でよろしいですか。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 以前は、委員会で聞いたら、委員の皆さん全員に配るということになっていたのですが、ペーパーレス化ということもあつたり、あと議員個人それぞれで欲しい、別に要らないとか、いろいろあるので、私は欲しいのですが、現在の私たち議会の扱い方としては、委員会の中で請求があつたものについては、請求した委員会に渡すと。それ以外の委員については、欲しい人は申し出ればもらえるという扱いになっていたかと記憶しているのですが、どうでしたか。

増田議会事務局 申合せ事項に記載しております資料請求のあつた場合につきましては、委員会での場合は、全委員に配付するというようになっております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 資料の扱いについては、あまりこの委員会の本題ではないのですが、たしか申合せはそうなっているのです。その後で、私はそんなの要りません、別にとつても話も出て、たしかどこかの段階で扱い方について整理をしたことがあつたと思うのです。それなので、そこはまた議会事務局と相談していただいて、私がもらえれば、私はそれで結構なのですが。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えします。

私どもと議会事務局のほうで調整しまして、また準備を進めさせていただきます

すので、よろしくお願いします。

谷地委員長 とりあえず資料の扱いは一旦、こちらで過去の経緯など確認しますので、各委員に配付するかどうかというのは、それで内容確認できると思いますので。

お昼を挟みましたので、これ以上に質問があるかどうか、その状況を確認したいのですけれども、ほかに質疑がある委員さんはいらっしゃいますか。結構いらっしゃいますね。であれば、この後、協議会もあるので、昼をまたいでしまうので、お諮りしたいと思います。

ここで1回、暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「続行」の声あり)

谷地委員長 続行したほうがいいのではないかという意見がありますが、ほかの委員さんはどうでしょうか。理事者の方とかは、よろしいですか。

中原委員、奥野委員、質疑はどれぐらいありますか。いくつぐらい。

中原委員 四つぐらいです。三つか四つ。

谷地委員長 そうしましたら、多分、12時半か1時ぐらいまでという感じだと思うのですけれども、そうしましたら、このまま続けるという形で、委員の皆さん、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

谷地委員長 そうしましたら、すみません、ちょっとお昼をまたいでしまうのですけれども、そのまま続行させてもらいまして、進めさせていただきたいと思います。

それでは、引き続き質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 参考資料の3ページの上の採点結果の表の中の事業提案書で、5人の先生方の点数が出ているのですが、結構、数字が厳しいお二人がおられるようですが、11点、12点、12.5点という数字があるのですが、これは20点満点で約半分強になりますが、そのコメント、どういう内容であったのか、コメントを頂けるならお願いします。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 先ほどの奥野委員のご質問にお答えさせていただきます。

ここの点数のばらつきの部分なんですけれども、こちらについては、委員の皆様、審査基準に基づいて審査、採点していただいておりますので、その評価に

ばらつきが生じた部分、採点が高くなった、低くなったとか、その点については
了知していないという、そういった状況になっております。

谷地委員長 奥野委員。

奥野委員 採点内容は事務局では分からないということですが、提案に対して厳しい採点
が下りているなという確認はしました。

それと、最後のページの4ページ、5人の審査委員の名簿がありますが、自治
区連合会長は変わっているでしょうし、奥部長も、今までの平成18年から変わ
っておられるとは思いますが、ほかの先生方はずっとそのままの先生なのか、
委員長の和大的先生は何学部の先生なのか、お願いします。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの奥野委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、委員なんですけれども、税理士の和中委員以外は前回から変わっており
まして、まず委員長が岸上先生といいまして、和歌山大学の教授になっています。
お名前をまた後でお調べさせていただきますけども、和歌山大学の中にあるセン
ターの先生になっていまして、ほかの会議等でも委員になっていただいております。
して、岬町の実情に明るいということで、今回も受けていただいております。

自治区長連合会長は、前回から変わっておりまして、関西空港調査会のほうも、
職員の方の中で異動があるということで、変わっておると思います。

そういった状況になっております。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 念のため、確認なのですが、さきほど私が請求した資料については、配り方の
話がありましたので、お配りいただけるということによろしいか、確認を念のた
め、させていただきたいということと、それから、参考資料の3ページの(3)
のところから、事業計画等の主な評価内容についてというところで、様々な提案
がなされているということを確認いたしました。

それで、その中でお尋ねするのですが、今回の提案については、これまでして
きたことを引き続き頑張っ取り組んでいくというような内容に加えて、これか
らこういうことをしていきますという、提案書というのは普通、そういうふう
に構成されていると思うのですが、今回は、今、運営されている事業者をもう一度、

今回も指定管理者として事業を担っていただくという結論になっておりますので、新しい事業者ではないわけですから、前回、5年前の提案の履行状況がどうであったのかということも審査の一つの視点になるのではないかと思います。けれども、その点はいかがかということがお聞きしたいことです。

あと、(3)で細かいことを聞きたかったのだけれど、時間のこともあるし、私もお腹もすいてきましたので、細かいことは直接、担当課にお尋ねするようになりたいと思います。

その点、お答えください。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、1点目の資料の部分ですけども、公開できる範囲とかを確認の上、また調整してご提出できたらなというふうに思っております。

それと、2点目の審査基準に当たって、履行状況の確認を行っているかという部分につきましては、こちらについては、審査の基準のほうを確認しておりますと、基本的に提案が中心というふうになっておりまして、履行状況をずばり、ある項目がどこまでできているとか、そういったところは評価の基準には入っていないというようなところでございます。

また、別件なんですけど、先ほど奥野委員からのご質問にありました岸上先生の所属なんですけども、食農総合研究教育センターというところがございまして、こちらの教授ということでお聞きしております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 資料はまとめ次第、もちろん黒塗りにするべきところはおありでしょうから、それはそのように扱っていただいて、配付をお願いしたいと思います。

それから、2点目にお尋ねした、前回提案された中身の履行状況については、特に委員会の審査のストレートな議題とはならなかったということでもありますけれども、審査に当たっての選定基準項目及び配点の中身は、前回と全く同じなものです。ということからすると、やはり前回に提案されたものがどこまで達成されているのかと。同じ事業者ですからね。それは、点検していただく必要があるのではないかと思います。

それで、その上でお尋ねするのですが、前回の事業提案書の中で、サービスの

向上を実現するための提案という項目がありまして、その中で、利用料金の減額（割引等）の提案という項目があるのです。その中で、住民割引というのが設定されておりまして、「岬だよりに年1回、割引券の広告を掲載し、町民の利用に資することとします」という記載があります。それで、私は見つけられなかったので、年に1回の割引券の広告は毎年、過去5年間、掲載をされていたのか、お聞きしたいというのが一つです。

それから、もう一つ、前回の提案書の中で、お魚の販売に関わって、地元の魚介類のブランド化に取り組むということも書かれています。なかなか特産品が難しいとずっと問題意識を持っているものですから、こういう記述を見ると、どういったことがこの約5年間の中で、事業者による努力がなされたのかということをお尋ねしたいということが聞きたいことでもあります。

それから、念のために確認しますが、今回、町への納付金のことですね。財政的にも、町へも納付金を頂いて、貢献をしていただいているのだということは毎回の資料を見て確認をさせていただき、そういう認識を持っているのですが、過去には10%だった納付金が7%に今、引き下げられていて、私は10%のままにするほうがいいのではないかという主張を過去にもしてきました。コロナの状況で、なかなかそういうことが率直に言いにくいなと思い、言わなかったこともありました。その点については、次の指定管理者の選考の時期に考えるというようにご答弁もあったかというように、ちょっとこれは、私の記憶が曖昧ですけども、そんな話もあったように思うのですが、今回はそういったことは議題になったのでしょうか。また、なっていないとすれば、それはどこで、どういうふうに検討をされたのか、お聞きしておきたいと思います。

谷地委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目にございました割引券の適用と、2点目にございました魚のブランド化の取組の部分なんですけれども、こちらについては、大変申し訳ございませんが、確認の上、状況を調べさせていただけたらと思います。申し訳ございません。また、ご報告させていただきます。

3点目の納付金の件につきましては、現在も新型コロナウイルス感染症の影響の余波が若干残っており、回復途上にはあるのかなというところではあるんです

けれども、まだまだ厳しい部分も一方ではあるというようなところもございまして、納付の状況も含め、事業者のほうと基本協定、年度協定を今後締結していくわけですけれども、そういった協議の中で、検討をしていきたいなというふうに考えております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 先にお聞きしたことについてはお調べいただいて、追ってお返事ということですから、念のため、お返事を聞いてからしか、私はこの提案への判断はできないと思っておりますが、2点目に聞いた町への納付金のことなのですから、これは今後、基本協定、年度協定という段階に移っていくということですから、年度の途中で、例えば経営状況が改善をしてきて、主にはやはり集客ですよ。コロナの下で、やはり入場者数の制限をせざるを得ないという時期がありましたから致し方ないと思います。収益状況が厳しくなるというのは自然だろうと思うのですが、年度途中で、この割合を見直すということもあり得るということなのかどうか、確認をしておきたいと思っております。

谷地委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ただいまの質問について、補足させていただこうかなと思うんですけど、利用券については、新型コロナの影響というのが、今年度までの指定管理期間において、3年ほど影響を受けていまして、かなり当初の計画どおり進まなかったというのは現実としてあります。その中で、何とか安定した運営を維持しながら納付金も納付いただいているような状況で、余剰的な体力があるかどうかといいますと、今現在は何とか維持していただいているような状況で、現在は、コロナによる影響が少し回復傾向にあって、利用人数も増えてきている状況にあると聞いております。

そんな中で、住民割引とする利用券も、コロナの影響も受けて実施できなかった要因の一つではないかなと思っております。

ブランド化については、漁組さんと連携して、漁組のほうで、まずアワビの養殖に取り組んだ経過がございました。だけど、なかなか養殖というのが難しかったようで、現在はカキの養殖の取り組みをやっていただいているようです。それが順調に育てば、道の駅といいますか、海釣り公園の販売スペースにも並ぶのではないかなと思っております。まだやり始めたところなので成果は出てきていないとこ

ろですけども。

それと、納付金は、現在7%になっていますけども、それでもなかなか体力的に、資金繰り的にもかなり厳しい状況にあり、これを改善する方法とするならば、コロナで落ちた入場者数を大きく右肩上がりに持っていかないといけないと考えます。こうしたことから、我々担当課としては毎年度の実績報告を精査している中で、この7%は適当であると考えております。

谷地委員長 中原委員。

中原委員 町のお考えは分かりました。

吉田理事にわざわざお答えいただきましたので、利用券のことですが、何かさきほどの吉田理事の言及ですと、実施できなかった要因という格好で、提案書にはありながら実施していなかったということを既にお答えになっておられるのか知りませんが、担当課からは確認をした上でお答えいただくというようにありましたから、それは確認していただきたいと思います。

それで、コロナの影響で利用券が発行できない。コロナの影響というのは、いろんな意味での影響ですが、それは理解できるのです。ただ、私が疑問に思ったのは、前は2017年、平成29年に今の事業者が選定されたといういきさつがあるのですね。ということになると、少なくともその翌年はコロナの影響を受けていませんから、2018年の岬だよりをざっと、私はネット上で確認をしたのです。そこには、どうも見受けられなかったのです。だから、こういう質問をしているのです。全て過去5年間の毎月の岬だよりまでは、私も見ておりませんので、どういう状況であったのかと。私自身はあまり見覚えがないというのと、私も住民さんにそういう提案を実は頂いたのです。岬町の岬だよりに、住民さんは何割引とか、いくらで釣りができますというのを掲載すれば集客につながるのではないかと提案を具体的に頂いたことがあったものですから、それで、なおかつ提案書にもありましたので、履行状況がどうかというのをお聞きしたいと思って聞いたところでもあります。また調べて、お返事いただければ結構かと思えます。

谷地委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対の討論、ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 では、賛成で。

竹原委員。

竹原委員 議案第55号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

指定期間が5年間のものということで、今後、岬町の名所をしっかりと維持していただくこの審査が非常に大切であると思うところでございます。

その中で、三つ、理由がありまして、一つ目は、選定方法がしっかりしたものであると判断をさせていただきました。やはり海釣り公園というのは、ノウハウを持っている事業者というのが少ないといった中で、一つの事業者をどのように審査していくかというのが今回の委員会で明らかになりましたので、一つ目の理由です。

二つ目の理由として、この海釣り公園は岬町の名所でありまして、私もしょっちゅう訪れているところでございます。また、来ている方にお聞きしても、大変喜んでいただいている、これが何よりの結果であるかなと、そのように思っております。

三つ目の理由としまして、地元雇用、地域活性化に寄与されているということがこの報告の中にもありますし、私自身、小島地域にも足を運んで実感するところでもございますので、大変喜ばしいところであると思っております。コロナの影響もあって、現在の5年間というのは大変しんどい事業をしていただいていたと思われませんが、次の5年間はしっかりと儲けていただいて、納付金もたくさん入れていただくことを期待いたしまして、賛成とさせていただきます。

谷地委員長 続いて、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 それでは、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第55号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

谷地委員長 挙手多数であります。

よって、議案第55号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案3件については全て議了しました。

続いて、案件2、その他に入ります。

その他で、本委員会所管の事項で何かございませんか。

奥野委員。

奥野委員 事業委員会として、見学というか、施設の見学の計画をしていただきたいと思
い提案したいのですが、一つは、今月の岬だよりの一番後ろに町長との写真が載
っておられる株式会社陸水という、陸上で、淡輪漁協でいろいろな魚を養殖され
ている施設を見学させていただけたらありがたいと思っております。大阪の大阪
起業家コンテストで何か優勝というようなことも書いておられますので、ぜひそ
の中を見せていただきたいのと、もう1点、多奈川発電所の企業誘致の中で、ニ
ューレジストンもかなり進捗しているのではないかと思うのですが、見学させ
ていただけるならありがたいと思ひまして、その2か所、できれば見学させてい
ただけたらと思ひ提案いたします。

谷地委員長 西部長。

西総務部長 私のほうから、ニューレジストンさんの件について、ご報告をさせていただきます。

ニューレジストンさんにつきましては、前回の全員協議会でご報告させていただいたように、12月12日に竣工というふうに聞いておりました、1月から本格的に稼働されるというふうに聞いております。ニューレジストンさんにつきましては、1月に本格稼働になった時期に、一度、見学をさせてほしいというお話をさせていただいておりますので、その状況を踏まえて、また設定させていただきたいと考えております。

谷地委員長 ニューレジストンはその日程でよろしいのですかね。

奥野委員 陸水さんをできるなら、また、そのときと一緒にでもよろしいし。

谷地委員長 陸水さんの見学については、誰か回答できますか。

企画地方創生監。

寺田総務部企画地方創生監 陸水につきましては、先ほど奥野委員からご紹介がありましたように、本町のビジネスプランコンテストでも最優秀賞を受賞されております。

陸水につきましては、ちょっと相手方の日程等を調整いたしまして、また議会との調整を図りまして、できる限り見学会が実施できるように進めたいと考えてございます。

谷地委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

谷地委員長 本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで、事業委員会を閉会します

(午後0時31分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年12月6日

岬町議会

事業委員長 谷地泰平